

留守家庭児童会室の今後の整備方針について

《これまでの経過》

「留守家庭児童会室施設整備計画」（平成 26 年 12 月策定）

○平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年計画

○平成 27 年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、対象学年を 6 年生まで拡大すること等により、保育の量的確保を行うため、計画的に整備を進めていくために、増築や老朽化により建替えが必要な施設の整備を順次行ってきた。

【当計画の主な取組結果】

○平成 29 年度末までに 22 児童会室のトイレの整備を完了

○老朽化に伴う建替えとして、7 室の校舎外専用棟の老朽化対策が必要との判断を行い、このうち 5 棟が整備完了、2 棟（東香里、樟葉北）が未着手

「学校整備計画」（令和 2 年 3 月策定）

○留守家庭児童会室の整備方針「留守家庭児童会室の校舎外専用棟は、劣化状況に応じた施設所管部署における修繕、あるいは建物状態を監視しながらの保全を実施するものとし、将来的には余裕教室等への移転を進めていく方針」「校舎内の借用教室は、校舎整備に合わせて、教育環境と放課後の保育環境の両立を図る」

○計画実施の見通し「単年度ごとに施設の現況を確認しながら、必要な保全を見定めていく」

《留守家庭児童会室を取り巻く現状》

○現在の学校の状況では、35 人学級の実施や支援学級の増加、不登校支援における教室の活用など、活用が多岐に亘る。

○留守家庭児童会室は、「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保障する場とすることが定められており、学校施設のタイムシェアなどの一時的な利用の考え方が沿うか検討する必要がある。

○今後の施設整備においては、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する中で、利用児童数の推移や、学校の規模、学校施設の活用など、各学校の実情を見極め、教室の利用方法のルール作りに基づき、学校施設の有効活用を図るとともに、諸般の事情から学校施設の利用が困難な場合については専用室等の増改築も含めて検討していくこと必要がある。

○現在、策定を進めている「（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画」の中で、児童にとってより良い居場所をめざした施設整備に関する方針や考え方等についても盛り込んでいきたい。

《今後の施設整備のあり方》

○幾度と修繕等を実施しているが根本的な改善となっていない箇所や、空調設備（法定耐用年数 14 年）の更新、及び第 1 期計画において老朽化対策及びトイレ整備が未着手であった東香里、樟葉北などの 2 室について、和便器の解消や男女別トイレの整備などトイレの環境改善を早急に進める必要がある。

○校舎外専用棟の構造は軽量鉄骨造（法定耐用年数 24 年）であることから、老朽化対策についても、検討していく必要がある。

○上記のことを勘案して、放課後子ども課にて個別に計画を作成し、学校整備計画第 2 期実施計画にも盛り込んでいくことを予定している。

以上